

保育所・認定こども園等の保育認定(2号・3号認定)利用者負担額(保育料)

各月初日の入園児童における教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の階層区分					
階層区分	定義			保育標準時間認定	保育短時間認定
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度の利用者負担額の算定については、4月分から8月分までは前年度分の、9月分から3月分までは当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
第3階層			その他の世帯	0円	0円
第4階層		市町村民税所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,500円	6,350円
			その他の世帯	13,000円	12,700円
第5階層		市町村民税所得割額 48,600円以上 67,000円未満	ひとり親世帯等	6,500円	6,350円
			その他の世帯	19,000円	18,600円
第6階層	市町村民税所得割額 67,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,500円	6,350円	
			25,000円	24,500円	
		市町村民税所得割額 77,101円以上 114,000円未満	その他の世帯	25,000円	24,500円
第6階層	市町村民税所得割額 67,000円以上 114,000円未満	その他の世帯	25,000円	24,500円	
			25,000円	24,500円	

第7階層		市町村民税所得割額 114,000円以上 169,000円未満	31,000円	30,400円
第8階層		市町村民税所得割額 169,000円以上 250,000円未満	37,000円	36,300円
第9階層		市町村民税所得割額 250,000円以上 340,000円未満	43,000円	42,200円
第10階層		市町村民税所得割額 340,000円以上	49,000円	48,100円

備考

- 1 この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しない。なお、父母等（利用者負担額算定対象者をいう。以下同じ。）が前年度（4月から8月までの利用者負担額については前々年度）の1月1日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項により政令で定める指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、同日に指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により所得割を算出し、児童の母親又は父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項第6号の女子又は同条第2項第6号の男子に該当する場合は、保護者の申請に基づき地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当するものとみなして所得割を算出する。
- 2 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入園し、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用し、又は地域型保育給付の対象施設において特定教育・保育の提供を受けている場合の利用者負担額
 - (1) 2人入園している場合……2人目の利用者負担額を半額とする。
 - (2) 3人以上入園している場合…3人目以降の利用者負担額を無料とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯については、当該各号に定める利用者負担額とする。
 - (1) 父母等の市民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯が、第5項に規定する「ひとり親世帯等」に該当する場合は、保護者と生計を一にする者（保護者に監護される者及び監護されていた者（以下「被監護者」という。）及び保護

者又はその配偶者の直系卑属（被監護者を除く。））を対象の範囲とし、その範囲の中で最年長の者の利用者負担額をこの表に定める額とし、次年長以降の者の利用者負担額を無料とする。

(2) 前号に該当しない世帯であつて、父母等の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯は、保護者と生計を一にする者（被監護者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（被監護者を除く。））を対象の範囲とし、その範囲の中で最年長の者の利用者負担額を1人目としてこの表に定める額とし、次年長の者の利用者負担額を2人目として半額とし、最年長及び次年長の者以外の者の利用者負担額を3人目以降として無料とする。

4 この表に掲げるひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（ただし、教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）

(2) 次に掲げる在宅障害児（者）が属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 教育・保育給付認定保護者等の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯